

- 【表紙】
- 【提出書類】 臨時報告書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成29年 8 月 8 日
- 【会社名】 イーティーエフエス・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド
(ETFS Commodity Securities Limited)
- 【代表者の役職氏名】 会長 グラハム・タックウェル
(Chairman, Graham Tuckwell)
- 【本店の所在の場所】 英国領チャンネル諸島、ジャージー、JE 4 8 PW、セント・ハリアー、
ピア・ロード 31、オーデナンス・ハウス
(Ordnance House, 31 Pier Road, St. Helier, Jersey JE4 8PW,
Channel Islands)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中川 秀宣
- 【代理人の住所又は所在地】 〒106-6123 東京都港区六本木 6 丁目10番 1 号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所
- 【電話番号】 03-6438-5511
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 中川 秀宣
- 【連絡場所】 〒106-6123 東京都港区六本木 6 丁目10番 1 号
六本木ヒルズ森タワー23階
TMI総合法律事務所
- 【電話番号】 03-6438-5511
- 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、ブルームバーグにおいてニューヨーク外国為替市場のクロージング時（平成29年 8 月 4 日午前 6 時（ニューヨーク時間平成29年 8 月 3 日午後 5 時））の為替レートとして表示されている為替レート（1 米ドル = 110.055 円）で換算しています。

（注2）本書の中で、金額を表示する場合、四捨五入してあります。

1【提出理由】

イーティーエフエス・コモディティ・セキュリティーズ・リミテッド（以下「本発行体」といいます。）は、以下のとおり、主要な関係法人の一部を変更いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項並びに同条第2項第2号及び第3号の規定に基づき本臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 変更内容についての概要

ア シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドの商品契約カウンターパーティへの追加

本発行体は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド（Citigroup Global Markets Limited。以下「CGML」といいます。）との間でファシリティ契約（以下「CGMLファシリティ契約」といいます。）を締結し、本発行体のクラシック・長期型コモディティ証券及びショート・レバレッジ型コモディティ証券（以下総称して「コモディティ証券」といいます。）の商品契約カウンターパーティにCGMLを追加しました。CGMLファシリティ契約の契約条件は、下記「オ 担保の変更」及び「キ EUベンチマーク規則」において述べる点を除き、UBS AG（以下「UBS」といいます。）及びメリル・リンチ・コモディティーズ・インク（Merrill Lynch Commodities, Inc. 以下「MLCI」といいます。）との間で締結している既存のファシリティ契約の契約条件と同様です。

CGMLの債務は、現在UBS及びMLCIの債務が受けているのと同様の方法により、担保による裏付けを受けます。CGMLの支払義務は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・ホールディングス・インク（Citigroup Global Markets Holdings Inc. 以下「CGMH」といいます。）による保証によっても担保されます。

CGMLファシリティ契約の効力は、以下の各プログラムを含むいくつかの条件の充足又は放棄を条件として発生します。

- ・ 一定の既存認定参加者との認定参加者契約がCGMLによって運用されるようになること
- ・ 特にCGMLの詳細を記載した目論見書を発行すること
- ・ UBSとのファシリティ契約（以下「UBSファシリティ契約」といいます。）が終了すること及び
- ・ コモディティ証券の条件に補完的な信託商品を導入する変更がなされ、当該変更の効力が発生すること

本発行体及びCGMLは、誠実かつ商業上合理的な方法により、これらの条件を実務上合理的に速やかに充足させるよう協力することで合意しています。

CGMLの詳細は以下のとおりです。

CGMLはイングランドで登記された会社であり、英国健全性規制機構（Prudential Regulation Authority）の認可を受け、同機構及び英国金融行為監督機構（Financial Conduct Authority）の監督を受けています。CGMLは、昭和58年10月21日にストックローブ・リミテッド（Stockrobe Limited）として設立され、昭和59年2月1日にサロモン・ブラザーズ・インターナショナル・リミテッド（Salomon Brothers International Limited）に社名を変更し、平成15年4月7日にCGMLに社名を変更しました。CGMLの登記上の所在地は、英国、ロンドン市、E14 5LB、キャナリー・ワーフ、カナダ・スクウェア、シティグループ・センター（Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, United Kingdom）です。

CGMLは、幅広い企業、機関及び政府の顧客に対するアドバイザー業務のほか、エクイティ、確定利付証券及び商品の売買、値付け及び引受業務において、国際的に大きなプレゼンスを有しています。CGMLの本社はロンドンにあり、英国並びに欧州及び中東の子会社から世界中の業務を行っています。

CGMLファシリティ契約、CGML担保契約及びCGMLコントロール契約に基づくCGMLの支払義務は、CGMHが保証します。

CGMHはニューヨーク州において設立された会社です。CGMHは、子会社を通して、投資銀行業及び証券仲買業全般を行っています。CGMHは、昭和52年2月23日にニューヨークで設立され、平成11年7月1日

に発効した、設立州をデラウェアからニューヨークに変更することを目的とした法定合併を経て、デラウェア企業であるサロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インク(Salomon Smith Barney Holdings Inc.)を承継しました。平成15年4月7日、CGMHは、改訂版の定款をニューヨークにおいて提出し、社名をサロモン・スミス・バーニー・ホールディングス・インクからCGMHに変更しました。

CGMHの親会社であるシティグループ・インク(Citigroup Inc. 以下「シティグループ」といいます。)は、グローバルかつ多様な金融サービスを提供する持株会社であり、消費者、企業、政府及び機関に対して、幅広い金融商品及びサービスを提供しています。シティグループは、約2億件の顧客口座を有し、160超の国及び地域において事業を行っています。シティグループは、現在、管理報告上の目的で、主に2つの事業セグメントを通して事業を行っています。すなわち、シティグループのグローバル消費者銀行事業(北アメリカ、欧州、中東、アフリカ、アジア及びラテンアメリカにおける地域消費者銀行事業)及び機関顧客グループ(銀行、マーケット及び証券サービス)から成るシティコープ(Citicorp)、並びに、仲買、資産管理、地域消費者金融、及び特別資産プールから成るシティ・ホールディングス(Citi Holdings)です。また、第3のセグメントであるコーポレート/その他も存在します。

CGMHの主たる事業所の所在地は、米国、ニューヨーク州 10013、ニューヨーク市、グリニッジ・ストリート 388(388 Greenwich Street, New York, New York 10013)です。CGMHは、100億米ドル(約1,100,550百万円)のグローバル・ストラクチャード・ノート・プログラム(Global Structured Note Programme)に基づいて発行された一連の手形を含む、アイルランド証券取引所の規制市場での取引が認められている有価証券を発行しています。

疑義を避けるために付言すると、本プログラムに基づいて発行されるコモディティ証券は、CGMH又はその子会社(CGMLを含みますが、これに限られません。以下総称して「シティ」といいます。)の義務若しくは債務又は保証債務を表章するものではありません。証券所持人は、コモディティ証券に関して、シティに対する遡及権を有しません。

本臨時報告書における商品契約カウンターパーティ及び保証人に関する情報は、本発行体、商品契約カウンターパーティ及び保証人が入手可能な情報に基づいています。

追加の臨時報告書は、適時適切に提出いたします。CGMLファシリティ契約の効力は、かかる追加の臨時報告書に記載された、又はかかる追加の臨時報告書の記載に従って決定された日(以下「本効力発生日」といいます。)に発生しますが、本効力発生日は平成29年7月3日から30日以上後の日とします。

イ UBSファシリティ契約の終了の通知

本発行体は、平成29年6月30日付の通知により、UBSファシリティ契約の規定に基づき、全クラスの商品契約に関する強制償還日の3か月以上前に通知することにより、同等のコモディティ証券を償還することなく解約できる権利を行使し、同契約を終了させました。かかる通知日は平成29年10月4日です。UBSと別途合意しない限り、UBSファシリティ契約は同日に終了します。本発行体は、UBSファシリティ契約の終了日とCGMLファシリティ契約に関する本効力発生日を同日とすることを意図しています。本発行体は、CGMLとの間で、UBS との商品契約をCGML との同等の商品契約に置き換える旨合意しています。

ウ MLCI商品契約のMerrill Lynch Internationalへの更改

本発行体は、(特に)Merrill Lynch International(以下「MLI」といいます。)及びMLCIとの間で更改契約を締結し、これに基づき、ファシリティ契約に従って締結された商品契約に関するMLCIの義務がMLIに承継されることとなり、それに合わせて、MLIとファシリティ契約を締結しました。MLIとの新規のファシリティ契約の契約条件は、下記「オ 担保の変更」及び「キ EUベンチマーク規則」において述べる点を除き、UBS及びMLCIとの既存のファシリティ契約並びにCGMLとの新規のファシリティ契約の契約条件と同等です。MLI及びCGMLとの新規のファシリティ契約に基づき、MLIは計算代理人となります。

MLIの債務は、現在UBS及びMLCIの債務が受けているのと同様の方法により、担保による裏付けを受けます。MLIの支払義務は、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション(Bank of America Corporation、以下「BAC」といいます。)による保証によっても担保されます。

MLCI及びMLIとの更改契約の効力は、以下の各プログラムを含むいくつかの条件の充足又は放棄を条件として発生します。

- ・ 一定の既存認定参加者との認定参加者契約がMLIによって運用されるようになること
 - ・ 特にMLIの詳細等を記載した目論見書を発行すること
 - ・ UBSファシリティ契約が終了すること
- 及び
- ・ コモディティ証券の条件を変更する商品上場投資信託が締結され、当該変更の効力が発生すること。

本発行体、MLCI及びMLIは、誠実かつ商業上合理的な方法により、これらの条件を実務上合理的に速やかに充足させるよう協力することで合意しています。

MLIの詳細は以下のとおりです。

MLIは、BACの米国外における最大の事業子会社であり、昭和63年に設立されました。MLIはイングランド及びウェールズにおいて設立され(登記番号:2312079)、英国健全性規制機構の認可を受け、同機構及び英国金融行為監督機構の監督を受けています(会社整理番号:147150)。MLIはエム・エル・ユー・ケー・キャピタル・ホールディングス・リミテッド(ML UK Capital Holdings Limited)の完全子会社であり、MLIの最終親会社はBACです。MLIの登記上の所在地は、英国、EC1A 1HQ、ロンドン市、キング・エドワード・ストリート 2(2 King Edward Street, London, EC1A 1HQ, United Kingdom)です。

MLIは、欧州、中東、アフリカ、アジア太平洋及び南北アメリカにおける事業を対象として、幅広い金融サービスを世界中で提供しています。MLIの主な事業活動は、エクイティ、確定利付証券、通貨及びコモディティ金融商品の仲買及び売買、投資銀行アドバイザー業務及び引受業務、並びにエクイティ及び確定利付証券のリサーチです。また、MLIは、第三者向けの決済サービスを含む、第三者向けのポスト・トレード関連サービスを多数提供しています。

MLIファシリティ契約、MLI担保契約及びMLIコントロール契約に基づくMLIの支払義務は、BACが保証します。

BACは、米国デラウェア州において設立された銀行持株会社かつ金融持株会社です。BACは、米国及び国際市場における銀行子会社及び各種ノンバンク子会社を通して、個人顧客、中小企業、国際投資家、大企業及び政府に対して、銀行業、投資業、資産管理業及びその他の金融並びにリスク管理の商品及びサービスを提供しています。

BACの本社及び主たる事業所の所在地は、米国、ノースカロライナ州 28225、シャーロット、ノース・トライオン・ストリート 100(100 North Tryon Street, Charlotte, NC 28225, United States)です。BACの普通株式は、ニューヨーク証券取引所に上場されています。BACは、650億米ドル(約7,153,575百万円)のユーロ市場のMTNプログラムに基づいて発行された一連の手形を含む、ロンドン証券取引所での取引が認められている有価証券を発行しています。

疑義を避けるために付言すると、本プログラムに基づいて発行されるコモディティ証券は、BAC又はその子会社(MLIを含みますが、これに限られません。)の義務若しくは債務又は保証債務を表章するもの

ではありません。証券所持人は、コモディティ証券に関して、BAC又はMLIに対する遡及権を有しません。

本発行体は、本効力発生日に上記更改契約の効力を発生させることを意図しています。

エ 本効力発生日後の取決め

上記更改契約及び新規のファシリティ契約の効力発生後、現在UBS及びMLCIが商品契約カウンターパーティとして行っているのと同様の方法により(但し、MLIは、UBSとは異なり計算代理人となる点のみ異なります。)、MLI及びCGMLは商品契約カウンターパーティとしての業務を遂行します。これは、コモディティ証券が、MLI又はCGMLのいずれか一方(本発行体、MLI及びCGML間での取決めに従って本発行体が決定します。)との商品契約によって裏付けられることを意味します。あらゆるクラスのコモディティ証券は、引き続き、同一クラスの他のコモディティ証券と代替可能となります。

オ 担保の変更

平成20年の金融危機以降の店頭デリバティブ契約に関する規制の変更により、商品契約カウンターパーティとしてのMLI及びCGMLは、商品契約に関して、追加証拠金を預託及び徴収し、並びに適格性に関する特定の要件を遵守する義務を負うこととなり、一定の「ヘアカット」(差し出される担保を額面価値よりも一定割合減額して評価すること)に服することとなりました。そのため、新規の担保契約にはこれらの要件を遵守するための変更が含まれています。法令上の要求の下では、証拠金は、既存の担保契約が許容するものよりも低い信用格付けの債券でも賄えますが、MLI及びCGMLは、日本政府の債券を除き、担保契約に基づき差し入れられた担保は、引き続き既存の適格要件を満たすものとします。本発行体は、MLI及びCGMLとの間で、日本政府の債券について、スタンダード・アンド・プアーズ若しくはフィッチによるAマイナス、又はムーディーズによるA3以上の信用格付けであること、及びさらに大幅な「ヘアカット」に服することを条件に、適格な担保となる旨合意しました。

法令上要求される最低限の「ヘアカット」は、既存の契約に基づくものと同一又はそれ以上であるため、新規の契約に基づき差し入れる必要のある担保の量は、現在要求されているもの以上となります。

適格な担保の種類及び適用されるヘアカットの詳細は、本効力発生日前に発行される目論見書に記載されます。

MLI及びCGMLは、商品契約に関して、支払前に追加証拠金を徴収するという技術的な要件に服しますが、MLI及びCGMLは、ファシリティ契約において、商品契約に関する設定額の支払(現金による支払か相殺によるかを問いません。)によって本発行体の追加証拠金納付義務が消滅することを認め、当該追加証拠金納付義務の不履行はファシリティ契約違反を構成しないことに合意します。MLI及びCGML(場合によります。)にとって利用可能な、追加証拠金納付義務の不履行(かかる不履行は、認定参加者が同等の商品契約に関する設定額の支払を怠った場合にのみ生じます。)に対する唯一の救済手段は、当該不履行に係る商品契約の解除のみとなります。かかる場合(直接契約に基づき当該商品契約カウンターパーティ及び認定参加者間で行うべき支払を害することなく)、当該コモディティ証券は発行されません。

カ 信託証書及び条件の変更

本発行体は、受託者との平成29年6月29日付け商品上場投資信託によって、本発行体及び受託者が、両者が必要又は望ましいと考え、かつ証券所持人の権利に重大な悪影響を与えないと考える変更を行うことに合意したと公表しました。かかる変更には、UBS及びMLCIに関する不要な記載の削除、Tプラス2履行日に関する不要な記載の削除、並びに以下の新たな定義の追加が含まれます。

「『税金』とは、付加価値税、所得税、資本利得税、法人税、物品サービス税、源泉徴収税、印紙、金融商品、登記その他の租税、銀行預金税、輸出入税又は関税及びその他一切の租税、公租公課、賦課金、控除、利息、罰金並びに政府又は政府系機関からの請求を意味する。」

さらに、下記「キ EUベンチマーク規則」において述べるとおり、本発行体は、受託者との間で、法令上の要件、又は金融商品及び金融契約のベンチマーク若しくは投資ファンドのパフォーマンスの尺度として利用される指標に関する欧州議会及び理事会のEU規則2016/1011（以下「EUベンチマーク規則」といいます。）の実施後のその他の法の要件を遵守するうえで両者が必要又は望ましいと考える変更を行うことに合意しました。変更点の全文は以下のとおりです。

（ア）ETFクラシック・長期型コモディティ証券

新たな条件8.21条が、以下のとおり追加されます。

「8.21 計算代理人が、1つ以上のファシリティ契約に関して、当該契約（又はこれに関連して締結された計算代理人契約）に従って、英国における『金融商品及び金融契約のベンチマーク若しくは投資ファンドのパフォーマンスの尺度として利用される指標に関する欧州議会及び理事会のEU規則2016/1011』の適用によって、計算代理人による一切のクラスの商品契約に関する代替的指標値の計算、決定又は提供が不当に煩雑になり得る旨本発行体に通知した場合、本発行体は、条件第8.1条(a)に従い、当該クラスのマイクロ証券及び当該クラスのマイクロ証券から（全体として又は部分的に）成る全ての種類のコモディティ証券を償還する権利を中断することを決定でき、また、本第8.21条に従い、自己の裁量で当該中断を終了できる。以下の規定は、本発行体が本条に基づく権利を行使することを決定した場合に適用される。

(a) 本発行体は、当該中断及び当該中断の終了につき、RISを通して実務上速やかに通知するものとするが、かかる通知の不履行は当該権利の行使を妨げない。

(b) 当該中断は、本発行体の裁量により、最長90日間継続できる。

(c) 当該中断は、中断開始前に経過した価格設定日における償還に影響しないが、第8.1条(a)に基づく当該種類のマイクロ証券又はコモディティ証券の償還権が、本条に従って中断された発行体営業日において、差し出され又は受領したものとみなされた決済償還フォームは、無効とする。」

新たな条件 9.5A条が、条件9.5条（指標の中断による強制償還）の次に以下のとおり追加されます。

「9.5A 本発行体は、第8.1条(a)に基づく当該クラスのマイクロ証券の償還権及び当該クラスのマイクロ証券から（全体として又は部分的に）成る全コモディティ証券の償還権が、第8.21条に従って30暦日以上中断したときは、いつでも（2営業日前までに通知した場合）RIS公表により、発行体営業日の1つを特定のクラスの全マイクロ証券（又はマイクロ証券が属するクラスから（全体として又は部分的に）成るコモディティ証券）に関する強制償還日に指定することができる。」

（イ）ショート・レバレッジ型コモディティ証券

新たな条件7.20条が、以下のとおり追加されます。

「7.20 計算代理人が、1つ以上のファシリティ契約に関して、当該契約（又はこれに関連して締結された計算代理人契約）に従って、英国における『金融商品及び金融契約のベンチマーク若しくは投資ファンドのパフォーマンスの尺度として利用される指標に関する欧州議会及び理事会のEU規則2016/1011』の適用によって、計算代理人による一切のクラスの商品契約に関する代替的指標値の計算、決定又は提供が不当に煩雑になり得る旨本発行体に通知した場合、本発行体は、条件第7.1条(a)に従い、当該クラスのコモディティ証券を償還する権利を中断することを決定でき、また、本第7.20条に従い、自己の裁量で当該中断を終了できる。以下の規定は、本発行体が本条に基づく権利を行使することを決定した場合に適用される。

(a) 本発行体は、当該中断及び当該中断の終了につき、RISを通して実務上速やかに通知するものとするが、かかる通知の不履行は当該権利の行使を妨げない。

(b) 当該中断は、本発行体の裁量により、最長90日間継続できる。

(c) 当該中断は、中断開始前に経過した価格設定日における償還に影響しないが、第7.1条(a)に基づく当該種類のコモディティ証券の償還権が、本条に従って中断された発行体営業日において、差し出され又は受領したものとみなされた決済償還フォームは、無効とする。」

新たな条件8.5A条が、条件8.5条(指標の中断による強制償還)の次に以下のとおり追加されます。

「8.5A 本発行体は、第7.1条(a)に基づく当該クラスのコモディティ証券の償還権が、第7.20条に従って30暦日以上中断したときは、いつでも(2営業日前までに通知した場合)RIS公表により、発行体営業日の1つを特定のクラスの全コモディティ証券に関する強制償還日に指定することができる。」

新たな規定の要点は、下記「キ EUベンチマーク規則」において述べるとおり、EUベンチマーク規則により、計算代理人による一切のクラスの商品契約に関する代替的指標値の計算、決定又は提供が不当に煩雑になり得る旨計算代理人が通知した場合、(1)本発行体は当該クラス(クラシック・長期型コモディティ証券の場合、マイクロ証券のクラスを(全体として又は部分的に)構成するコモディティ証券)の決済価格(合意価格ではありません。)による償還を最大90日間中断でき、また(2)かかる中断が30日以上継続する場合、本発行体は、2営業日前までに通知することで、当該クラスのコモディティ証券を強制償還できるという点です。

条件における全ての変更点は本効力発生日前に発行される目論見書に記載され、各商品上場投資信託による変更は本効力発生日前に発効します。

キ EUベンチマーク規則

本発行体は、計算代理人としてのMLIとの間で、MLIが計算代理人による一切のクラスの商品契約に関するMLIファシリティ契約又は計算代理人契約に基づく代替的指標値の計算、決定又は提供が不当に煩雑になり得ると判断した場合、その旨通知できます(計算代理人は、その後にかかる計算、決定又は提供が不当に煩雑ではないと判断した場合、当該通知を、本発行体に通知することにより撤回できません。)。その場合、

- ・ 本発行体は、当該通知を受領してから10営業日以内に、変更後の条件に基づき、該当するクラスのコモディティ証券を決済価格で償還する権利を中断する旨通知しなければなりません、また、
- ・ 計算代理人は、本発行体及び他の商品契約カウンターパーティの承認(かかる承認は不合理に留保又は遅延されないものとし、本発行体への通知から60暦日又は別途合意する日数以内になされるものとする。)を受けた代わりに指標提供者を選定し、本発行体に通知するよう商業上合理的に努力します。

計算代理人が代わりに指標提供者を選定できず、本発行体が通知を受けてから75日以内に代わりに指標提供者又は代わりに計算代理人を選定しないときは、商品契約カウンターパーティ又は本発行体は、2営業日以上前までに強制償還日を通知することにより、当該強制償還日に当該商品契約を解除することができます(この場合、適用のあるコモディティ証券は償還されます。))。

ク 担保証書の変更

本発行体は、受託者との平成29年6月29日付変更証書により、各担保証書につき、信託証書及び担保証書における不整合又は不明確性を是正するために本発行体及び受託者が必要又は望ましいと考える変更を行ったと公表しました。

かかる変更には、以下の規定の追加が含まれます。

「本発行体は、受託者の同意を得ることなく、(1)別紙1、11及び12を除く、譲渡されたファシリティ契約の別紙、(2)譲渡された担保契約及び担保目録における『適格担保』、『発行体集中制限』、『裁判管轄制限』、『評価率』及び『価値』の定義、並びに(3)譲渡されたコントロール契約の変更、訂正、調整又は補足を行うことができる。」

(2) 変更の年月日

平成29年7月3日

(3) その他

本臨時報告書で使用され、別途定義されていない用語は、ETFSクラシック・長期型コモディティ証券に関しては2017年4月12日付の本発行体の目論見書において、ETFSショート・レバレッジ型コモディティ証券に関しては2016年9月6日付の本発行体の目論見書において、それぞれ定義されている意味を有します。

以上